

平成30年度で審判員資格の有効期限が切れる方へ

2019年3月31日が有効期限の方

公益財団法人日本バドミントン協会の通知より

各級の更新手続き可能な期間は、審判資格の有効期間が年度末（3月末）に切れる、以前の1年間となっておりますが、平成31年3月31日（平成30年度末）までは、改定された更新手続き期間を過ぎた場合でも、その後の1年間は遅延理由書を付した手続きは受け付ける。

（公財）日本バドミントン協会の登録費が支払われていない方は申請できません。ご注意ください。

埼玉県から申請できるのは、埼玉県バドミントン協会に所属されている方だけです。

集中受付期間 平成**30**年**11**月**1**日(木)～平成**30**年**12**月**16**日(土)

期日前・期日後は別の業務をしております。申請は受け付けられません。

更新手続き

- ① 日本バドミントン協会ホームページ — 関係者はこちら — 各種書式ダウンロード から
【公認審判員関係】 — 【様式S4号の第1号】更新申請書（1・2級）または【様式S4号の第2号】更新申請書（3級）をダウンロードし、必要事項を記載する。（下図参照）



- ② ゆうちょ銀行から、更新手数料を振り込む。

口座番号 00150-4-554565
加入者名 埼玉県バドミントン協会
通信欄に 審判員資格更新手数料 と記入
住所 氏名 連絡先は忘れずに記入すること

	更新手数料 (県内手数料含む)
3級	5,900円
2級	8,600円
1級	16,700円

振込後、払込受領証のコピーをとる。

- ③ 更新者の審判手帳のコピーをとる。
- ④ ①の更新申請書 ②の払込受領証のコピー ③の審判手帳のコピー を下記住所に郵送する。

〒337-0053
さいたま市見沼区大和田町1-356
埼玉県立大宮商業高等学校 埼玉県バドミントン協会事務局長 藤松津吉

問い合わせ: fujimatsu@saiabad.com (半角で入力してください)